

審議会等の会議結果

1 会議の名称	第1回津市環境審議会
2 開催日時	平成27年7月22日（水曜日） 午後2時から午後4時
3 開催場所	津市役所 4階 庁議室（津市西丸之内23番1号）
4 出席した者の氏名	<p>（津市環境審議会委員）</p> <p>加藤忠哉会長 北村早都子副会長 明石典男委員 赤野利彦委員 出馬昇委員 大原與太郎委員 岡田恵子委員 清水英和委員 須山美智子委員 田邊千代子委員 中川幹夫委員 畑井育男委員 藤田千佐委員 前田洋明委員 三村起一委員 吉村利男委員</p> <p>（事務局）</p> <p>栗本環境部長 吉田環境部次長 下里環境政策担当参事(兼)環境政策課長 木村新最終処分場建設推進担当参事(兼)新最終処分場建設推進課長 小畑環境保全担当参事(兼)環境保全課長 藤牧環境事業担当参事(兼)環境事業課長 兼平環境施設担当参事(兼)環境施設課長・総務部設計審査担当参事 藤田環境保全課空地・空家等連絡調整担当副参事 野田環境施設課ごみ焼却施設担当副参事(兼)西部クリーンセンター所長 村田環境施設課ごみ焼却施設担当副参事(兼)クリーンセンターおおたか所長 河内環境施設課し尿処理施設担当副参事(兼)安芸・津衛生センター所長 浦出環境施設課施設担当主幹(兼)白銀環境清掃センター 織田環境政策課調整・企画管理担当主幹(兼)企画員 吉川環境政策課資源循環推進担当主幹 若林環境政策課環境共生担当主幹 長井環境事業課調整・管理担当主幹 淡島環境政策課資源循環推進担当副主幹 鈴木環境政策課主査 臼井環境政策課主事 稲垣農林水産政策課農業振興担当主幹(兼)獣害対策担当主幹 岩脇下水道総務課生活排水推進担当副参事</p>

5 内容	1 津市環境基本計画に係る平成 26 年度年次報告書（案）について 2 ごみの分別について 3 その他
6 会議の公開・非公開	公開
7 傍聴者の数	1 人
8 担当	環境政策課企画管理担当 電話番号：059-229-3139 E-mail：229-3139@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

環境政策課
調整・企画管理
担当主幹

皆さまお待たせいたしました。定刻となりましたのでただ今より、平成 27 年度第 1 回津市環境審議会を開催させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます、環境政策課の織田でございます。よろしくお願いいたします。

本日、笥 晴様、片岡 眞郁様、前田 太佳夫様におかれましては、所用のため、御欠席との御報告をいただいています。

それでは、会議の開催にあたりまして、初めに環境部長より御挨拶を申し上げます。

環境部長

皆様こんにちは。私この 4 月の異動によりまして環境部長を務めさせていただきます、栗本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様には御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、それぞれの立場におきまして、平素から環境行政に深く関わっていただいていますこと、改めて御礼申し上げます。

本日、平成 26 年度に実施いたしました環境基本計画の施策等につきまして、津市環境基本計画推進市民委員会においての御意見を踏まえ、「津市環境基本計画平成 26 年度年次報告書（案）」を作成していますので、当審議会に御報告を申し上げ、また、市民の安全性や利便性の向上を図るため、ごみ分別の方法、収集体制を来年度、一部変更したいと考えてございます。こういったことを皆様にお諮りして、御意見を賜りたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございます。

環境政策課
調整・企画管理
担当主幹

それでは、最初に本日の予定についてですが、会議につきましては概ね 2 時間程度を予定しています。

会議に入ります前に、事務局のほうに人事異動による変更がありましたので、御報告申し上げます。

環境部長の栗本でございます。

環境事業担当参事(兼)環境事業課長の藤牧でございます。

環境保全課空地・空家等連絡調整担当副参事の藤田でございます。

環境施設課ごみ焼却施設担当副参事(兼)西部クリーンセンター所長の野田でございます。

なお、環境基本計画に関わる審議会ですので、本日は農林水産部、下水道局の職員も出席させていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、審議会委員様の異動につきまして御報告申し上げます。三重県環境生活部環境生活総務課長の山神 秀次様におかれましては、人事異動により部署を変わられました。このことから後任の明石典男様に、中勢森林組合代表理事組合長の水井 悦雄様におかれましては、組合長退任により後任の赤野 利彦様に、環境省中部地方環境事務所長の池田 善一様におかれましては、人事異動により部署を変わられました。このことから後任の三村 起一様に、新たに委員になっていただきましたので、御報告申し上げます。それでは、明石委員様、赤野委員様、三村委員様に、順に一言、御挨拶をお願いしたいと思います。では明石委員様からお願いいたします。

明石委員

県の環境生活部環境生活総務課長の明石でございます。よろしくお願いいたします。

環境政策課
調整・企画管理
担当主幹

続きまして赤野委員様

赤野委員

紹介いただきました赤野でございます。この6月から中勢森林組合長を務めさせていただいています。初めてのことでございますので、いろいろ御指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

環境政策課
調整・企画管理
担当主幹

続きまして三村委員様

三村委員

この7月1日付けで環境省中部地方環境事務所に異動となりました。三村と申します。池田同様、いろいろお手伝いできることがあろうかと思っております。よろしくお願い致します。

環境政策課
調整・企画管理
担当主幹

ありがとうございました。

それでは、会議を始めます前に、会議資料の確認をしたいと思います。

まず始めに、本日の環境審議会事項書がございます。次に資料1といたしまして「津市環境審議会の運営について」、資料2といたしまして「津市環境審議会委員名簿」、資料3といたしまして「ごみの分別方法及び収集体制の一部変更について」、資料4といたしまして「分別品目及び収集回数」、A4横長になっています「津市環境審議会に係る意見シート」、最後に、先日送付させていただきました「津市環境基本計画平成26年度年次報告書(案)」以上7点でございます。

不足するものがないか確認させていただきますが、よろしいでしょうか。

なお、平成26年度年次報告書(案)についてですが、両面印刷で作成しておりますが、印刷時のミスによりまして、52ページ、53ページが片面印刷となり、白紙ページとなっておりますことに御注意いただくとともに、お詫びいたします。

それでは、ここで会議の成立について、御報告申し上げます。

津市環境基本条例第20条第2項におきまして「審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」と定められています。本日、20名の委員のうち16名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは資料1をお願いします。

当審議会につきましては、平成25年9月20日開催の環境審議会におきまして、決定いたしましたとおり、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開することとし、市民一般の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましても、会議の議事録といたしまして、発言者の氏名を含め、公開することとなりますので、御了承のほどよろしく願いいたします。会議の議事録につきましても、津市のホームページ上で公開させていただきますので御了承ください。

それでは、津市環境基本条例第20条により、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、ここからは、加藤会長に議事進行をお願いいたします。

では、加藤会長よろしく願い申し上げます。

加藤忠哉会長

それでは昨年度に引き続き会長を務めさせていただきます加藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、津市環境基本条例の規定によりまして、私が議長ということで会議を進めさせていただきますので、御協力よろしく願いいたします。

最初に、本日の会議の議事録署名人を僭越ではございますが、私の方から御指名させていただきたいと思えます。

出馬 昇様と畑井 育男様のお2人をお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶものあり]

それでは事項1に移りまして、「津市環境基本計画に係る平成26年度年次報告書(案)について」でございますが、重点施策及び個別の施策について、一括して事務局からの説明を受け、年次報告書(案)の最後の、72ページにて、A3縦長の「環境基本計画の個別の施策の取組状況一覧」の環境目標でありますAからDのテーマに区切って御意見等を伺いたいと思えます。この項目についてのまとめは72ページにおいて事務局のほうにまとめていますので、よろしいでしょうか。

それでは、この資料に基づいて内容の説明を事務局をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

環境政策課長

環境政策課長の下里でございます。御説明をさせていただきます。

それでは、御手元の環境基本計画の年次報告書(案)の、先ほど会長から御案内がありました、72ページに施策体系表というのがございますので、それをご覧いただきまして、まず、左側にAからDまでの環境目標がございまして、A「ごみ0社会、意識の向上社会」から1番下のD「自主・協働による環境活動の促進」の4つを設定してございます。もう少し右側に移っていただきますと「具体の施策」という欄がございまして、その中で太字になっているのが重点施策ということでございます。まず、重点施策を私のほうから御説明させていただきます。それが終わりましたら引き続き個別の施策について御説明をさせていただきます。多少、時間がかかりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは最初に環境目標A「ごみ0社会、意識の向上社会」の重点施策について御説明いたします。

恐れ入りますが、年次報告書(案)1ページにお戻りいただけるでしょうか。最初の重点施策は「ごみの適正分別と収集」でございます。

当該施策の達成目標は、中段に記載してありますとおり、1人1日当たりのごみ排出量を平成29年度には900g以下、ごみのリサイクル率

を平成 29 年度には 45%以上にしようとするものでございます。

施策達成目標は、2 ページの下段の年度別施策達成状況に記載していますとおり、平成 26 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、前年度より増加いたしまして 1,041 g になり、ごみのリサイクル率は 22.4% に低下しています。

また、3 ページのごみ処理事業経費は、平成 25 年度が 57 億 894 万 3 千円で、1 人当たり経費は、20,277 円で、前年度に比べ 4,325 円の増、また全国平均を 5,860 円上回っています。この主な理由は、現在建設中のリサイクルセンター、並びに新最終処分場等の建設経費が約 10 億 5,000 万円増加したことによるものでございます。

ごみ処理事業経費の内訳については、4 ページから 5 ページにかけて記載していきまして、建設経費の内容も載っていますので参考としてください。

それでは 6 ページをご覧ください。

「ごみの適正分別と収集」の評価と課題、今後の取組でございしますが、1 人 1 日当たりのごみ排出量は増加し、リサイクル率は低下する傾向にあります。

このため、今後におきましても、啓発活動や環境学習に引き続き取り組んでいきます。また、平成 28 年度よりごみ分別方法の変更を予定していきまして、市民の方に広く周知してまいります。そのほか、ごみの減量、エコ・ステーションの活用等を図りまして、リサイクル推進が図られるよう啓発を行っていきたいと思います。

7 ページをお願いいたします。次の重点施策としまして「ごみ処理施設の整備事業」を掲げています。

施策達成目標は、一般廃棄物の最終処分量を平成 29 年度 8,000 t になるよう目指します。

8 ページの平成 26 年度における取組状況でございしますが、美杉町下之川地内におきまして、新最終処分場の第 1 期工事を施工中です。

また、片田田中町地内におきまして、リサイクルセンター造成工事を終え、現在建設工事を行っています。

そのほか、家庭や事業所からの燃やせるごみを西部クリーンセンター及びクリーンセンターおおたかにて、適正に焼却処理を実施しています。

また、松阪市の新ごみ処理施設の稼働に伴いまして、平成 27 年 3 月 31 日をもって、松阪市から受託しています、ごみ処理事務の受託を廃止しております。

8 ページ中段から 11 ページまでは、3 つのごみ焼却施設の搬入量や処理経費でございます。西部クリーンセンターとクリーンセンターおたかの 1 t 当たりの処理経費は、1 万 5,000 円から 2 万円程度で推移していますが、平成 25 年 6 月に休止した河芸美化センターは、処理能力が小さく古い施設のため、処理経費が他の 2 施設に比べまして、高額となっています。

12 ページの上段は、家庭から排出される不燃ごみ、資源ごみのリサイクル処理、埋立処分を行う白銀環境清掃センターの搬入量や処理経費でございます。平成 25 年度に比較し、処理量、1 t 当たりの処理経費とも減少しています。

中段の津市死亡獣等焼却処理場でございますが、平成 27 年 1 月 2 日から供用開始しました新斎場、いつくしみの杜と言いますが、その施設では道路上等で死亡した動物の死骸が処理できないということから、今回死亡獣の焼却処理場を整備したもので、平成 27 年 1 月から 3 月までの 3 か月間で、小型の動物を 205 頭、大型を 27 頭処理しています。

下段から 14 ページまではし尿処理施設であります安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもずのし尿、浄化槽汚泥の搬入量や処理経費でございます。

安芸・津衛生センターの 1 kl 当たりの処理経費は 5,000 円前後で推移しており、クリーンセンターくもずは 1 万円前後で推移しております。特に、くもずの平成 24 年度処理経費が 13,948 円と高額となった理由は、汚泥分離用の膜交換に 1 億 3,000 万円の臨時的な経費が発生したことによるものです。

施策の達成状況でございますが、14 ページ中段の表中、平成 26 年度の最終処分量は 10,168 t で、平成 29 年度の目標値の 8,000 t を約 27% 上回っています。

評価と課題でございますが、新最終処分場並びにリサイクルセンターは計画的に工事等が進んでおり、今後も環境に配慮しながら、安全で安心な施設整備を進めてまいります。

今後の取組でございますが、平成 28 年 4 月の供用開始に向け、新最終処分場、リサイクルセンターの建設工事を進めます。

西部クリーンセンターにつきましては、長寿命化計画に基づき、施設の延命化を図ります。白銀環境清掃センターについては、平成 28 年 3 月末の閉鎖に向け、安全で適正な閉鎖スケジュールを作成いたします。

死亡獣等焼却処理場については、衛生的かつ適正な処理と安全で安心な運転管理を行います。

16 ページをお願いいたします。Aの三つ目の重点施策であります「不法投棄対策事業」でございます。不法投棄につきましては、警察や自治会の皆様と連携し、取組を進めていますが、大変苦慮しているのが現状でございます。

リサイクル料金が必要なテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンが、市管理地や道路へ不法投棄された場合、投棄者の特定が困難であるということから、やむを得ず管理者である津市がリサイクル料を負担して処理しています。

処理した台数やリサイクル費用、処理物の内訳は、17 ページの中段に示してございます。平成 26 年度は、処理台数が 256 台で、処理費用は約 82 万円で、テレビが 176 台と冷蔵庫が 60 台ということで大半を占めています。

戻りまして、16 ページの下段の表でございますが、不法投棄警告看板の設置件数で、平成 26 年度は 285 件で、不法投棄が行われた場所や恐れのある場所に設置しまして、監視の姿勢を示すことで不法投棄の抑制に努めています。

18 ページをご覧ください。評価と課題ですが、警告看板の設置や環境パトロールによって不法投棄の件数は減少傾向にございますが、まだまだ無くなっているという状況でないため、引き続き不法投棄防止対策を講じる必要があります。

今後の取組としましては、定期的なパトロールを実施できる体制を構築しまして、不法投棄の通報に対しては、迅速に対応し適正な処理を行いたいと考えています。

また、国、県や市民の方、事業者、学校、自治会などと連携・協働いたしまして学習会の開催、パンフレットの配布など啓発事業に取り組んでまいります。

続きまして、19 ページをお願いいたします。環境目標 B の「持続可能な快適なまち 津」の重点施策「太陽光・風力・バイオマスの利用」について御説明させていただきます。

施策達成目標につきましては、風力発電と太陽光発電のエネルギー利用等導入量で、風力発電の平成 29 年度施策達成目標は 65,000kW、太陽光発電は 30,000kW としています。

本市におきましては、新エネルギーの導入を促進するため、新エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱を設けていまして、太陽光発電

システムの設置者に対し補助金を交付し、普及に努めてまいりました。補助金の交付件数、交付金額は、19 ページの下段から 20 ページの中段にわたりお示しさせていただいています。平成 26 年度は、補助件数 206 件、2,056 万円の補助金を交付しています。

また、新エネルギーに親しんでいただくことを目的に、小学生と保護者を対象に、三重大学の先生方の御協力のもと、新エネルギー学習会を毎年開催しています。このほか、公共施設への太陽光発電を計画的に設置しており、平成 26 年度は一志中学校と新斎場に設置しまして、現在累計で 15 施設に設置を完了しています。

また、21 ページでございますが、給食用廃油を利用した BDF 燃料を使用しましたごみ収集車を 7 台導入しまして、平成 26 年度におきましては、7,106ℓ の廃油を回収し、21,100ℓ の BDF をごみ収集車に使用しています。

次にバイオマス発電施設でございますが、平成 26 年 12 月に建設を開始しまして、完成予定は平成 28 年 7 月で、発電出力は 20,000kW、約 4 万 5,000 世帯分の電力量に相当する発電を行う予定です。

下段から 22 ページの施策の達成状況におきましては、新エネルギー利用等導入量は、企業分を含みまして平成 26 年度の実績値は、風力発電が 47,000kW で、太陽光発電が 77,400kW となっています。

評価と課題ですが、太陽光発電システムの普及については、目標値を大きく上回っています。風力発電についても、青山高原一帯で稼働する風力発電施設の発電量が主なものですので、ここ数年の実績値は変化のない状況ですが、計画されています増設がございまして、それにより、導入量の増加が見込まれます。

今後の取組につきましては、平成 26 年 3 月にバイオマス産業都市として認定を受け、現在、木質バイオマス発電施設が平成 28 年 7 月の稼働を目指して整備が進められていまして、関係部署と連携しまして支援をしていきたいと考えています。

23 ページをお願いいたします。B の次の重点施策であります「市民版環境マネジメントシステム事業の推進」でございます。施策達成目標は、エコエコ家族事業に取り組んでいただいた家族の累計数としてあります。エコエコ家族は、家族で環境にやさしい暮らし方に取り組めるような工夫や効果を考えながら行う取組でして、例えばコンセントをこまめに抜くとか、買い物にはマイバックを持参するというような身近で取り組みやすい行動目標を掲げて、それを継続するというところで、環境に配慮した行動を意識して、環境負荷の低減を図ろうとする

ものでございます。

下段に記載の表のとおり、平成 26 年度のエコエコ家族の認定数は 8 件ですが、新たな取組として、平成 25 年度から夏休み子どもエコチャレンジというものを企画しまして、小学生 1,835 人に取り組んでいただいています。

24 ページの下段の表は、小学校におけます環境学習講座の取組状況で、児童への環境教育を行うことで、家庭における環境保全活動の普及を図っていかうとするものでございます。平成 26 年度は、小学校 5 校で 444 名の児童にエコシティ津ネットワーク様との協働により、環境学習を実施しています。

次に、施策達成状況ですが、エコエコ家族の認定数は、平成 26 年度末で累計 667 件となり、平成 29 年度の目標値を下回っておりますが、夏休み子どもエコチャレンジを実施しまして、環境にやさしい生活の取組を行ってまいりました。

今後の取組としましては、広報やフェイスブックでの啓発のほか、出前講座受講者等への働きかけを行い、認定家族の増加を図ってまいります。

続きまして 26 ページの環境目標 C「人とひと、人と自然のつながりのあるまちづくり 津」の重点施策「山と川と海のネットワーク事業」について御説明いたします。

この事業では、市民団体の新雲出川物語推進委員会様や三重大学様と連携した事業で、新雲出川物語推進委員会様におきましては、事業者、林業、農業、漁業にかかわる方や地域の方など、いろいろな方に御参加いただきまして、山と川と海に関わる人のネットワークを広げようとして取り組んでいただいています。

26 ページ下段から 27 ページ中段にかけては、新雲出川物語推進委員会様と連携し、実施いたしました事業と、その参加者を記載させていただきます。

平成 26 年度は、香良洲海岸清掃活動と地引網体験で 287 名、美杉なあなあエクスカッションで 255 名の方に御参加いただき、活発な交流が行われています。

次に、三重大学様の演習林施設を有効活用し、環境学習の拠点づくりを行うことを目的に大学様と連携した森林・自然アカデミー事業の開催状況でございます。

平成 26 年度は、昨年度に引き続き「森の野鳥を観察しよう」をテーマに 39 名の方に御参加いただきました。

評価と課題ですが、山・川・海ネットワーク事業では、県外からの参加もあり、ネットワークが広がっています。

今後の取組としましては、山・川・海のネットワーク事業では、雲出川流域の良さを情報発信するとともに様々な団体等とネットワークを構築し、地域振興も含めた事業を継続していきます。

森林・自然アカデミー事業は、一定の成果が得られましたことから平成 26 年度で終了しましたが、今後も、豊かな津市の自然環境に親しむことができるよう環境学習を行っていきたくと考えています。

29 ページをお願いします。重点施策は「森林の整備事業」でございます。

平成 26 年度におきましては、森林教室事業を新たに森と緑の市民塾として親子で森林の大切さや環境を大切にする意識を養う場としたほか、企業の森活動への支援事業として、森林保全活動に取り組む企業と協働して、広葉樹の植栽や手入れなどの森林づくりに取り組んでいます。そのほか、森林環境創造事業としまして、森林所有者から管理委託されました森林を公共財産と位置付け、環境林整備を行っています。

30 ページ中段の表のとおり、平成 26 年度は、108.25ha の間伐などを行っています。

評価と課題でございますが、健全な森林育成等、多様な公益的機能の高度発揮を目的とし、間伐促進事業、森林環境創造事業、森林整備地域活動支援事業などを行いました。

今後の取組としましては、人工林が成熟期を迎えつつある中で、集約化施業の拡大、高性能林業機械の導入、作業路等の開設促進により、持続可能な森林経営を目指します。

以上がCの取組でございます。

32 ページをご覧ください。引き続き環境目標Dの「自主・協働による環境活動の促進」の重点施策であります「環境に対する市民意識の向上」について御説明いたします。

取組としましては、環境フェアの開催、市民清掃デーの実施などによりまして、環境に対する市民意識の向上を図るための啓発事業でございます。

環境フェアの状況ですが、下段から記載してありますとおり、平成 26 年度は、1 月 25 日に津ポートで「WOOD JOY」をテーマに市民、事業者、市の 83 団体が出展し、昨年を上回ります約 5,500 名に御来場いただき、ごみの減量化、リサイクルの推進、自然環境保護などの意

識高揚を図りました。

33 ページの上段は、自治会、地域の皆様、各企業などの御協力のもと、多くの方々に参加、取り組んでいただいています、市民清掃デーの参加者数でございます。

参加者は、年々増加していきまして、平成 26 年度は約 67,000 人の方が御参加いただきました。

そのほか、下段の表のとおり環境だよりを定期的に発行し、情報提供や啓発を行っています。

評価と課題につきましては、環境フェアは、幼稚園や小学校へのチラシの配布などを行った結果、若い世代のファミリー層を中心に来場者の増加を図ることができました。

市民清掃デーは、市民の方々に定着してきています。

また、環境だよりは、引き続き紙面の充実を図ってまいります。

環境に対する市民意識の向上は、これらの取組を継続するとともに、環境について関わる機会をさらに拡大し、各年齢層や市内全域からの参加者の増加を図る取組が必要です。

今後の取組としましては、環境フェアは、国の交付金を活用して名称を変更し、環境フェスタとして継続実施しまして、事業内容、実施場所等を検討し、更なる来場者の増加を図ってまいりたいと考えています。

また、市民清掃デーの継続実施や日頃の自主的な地域での清掃活動の支援、環境学習等を通じて、環境への関心が広がるよう各施策を進めてまいります。

35 ページをお願いいたします。重点施策は「エコパートナー事業」でございます。ごみ焼却施設であります西部クリーンセンター内に「市民エコ活動センター」を設置しまして、このセンターは、市民が自主的に行う環境活動の拠点として、平成 20 年 4 月にオープンし、市民の環境に関わる活動や仲間づくりを応援したり、市民への啓発活動を行っています。

管理運営は、「エコシティ津ネットワーク」様に委託しています。下段の表のとおり、平成 26 年度は、講習会の一環として、布ぞうり講習会、簡単リメイクソーイング教室などを 45 回開催し、326 名の方に御参加いただいています。

36 ページをお願いいたします。講演会・イベントとしまして、平成 26 年度は、ごみ処理施設見学会、秋の森散策会、えこえこバザールを計 3 回開催し、405 名の方に御参加いただきました。

また、環境情報誌として「えこえこニュース」を年4回発行し、活動状況、行事予定などのお知らせを行っています。

このような活動の結果、エコ活動センターの認知度は高まりまして、施設の利用者数は、近年1,000名を超えるようになり、平成26年度は1,724名の方に御利用いただいています。

評価と課題につきましては、各種講座や講演会、イベントを定期的に行うことにより、環境に関する情報交換が活発になりつつあります。また、ホームページでは、市民エコ活動センターの活動紹介のほか、リユース情報のページを設け、家庭で不要となったものを再利用することでごみの減量化や市民同士のエコ意識の向上を図っています。また、講座受講をきっかけとし、自主的に環境問題に取り組む活動がなされています。

今後の取組としましては、平成28年4月、リサイクルセンターの供用開始に合わせ、環境学習センターが設置されますことから、市民エコ活動センターは廃止となりますが、新たに設置される環境学習センターを環境学習の拠点として、3Rに関する展示や各種講座、講演会を開催し、環境に配慮した生活スタイルの啓発や普及を行ってまいります。

以上が環境目標AからDの重点施策の状況でございます。

ちょっと長くなります。引き続き、平成26年度年次報告書(案)のうち、重点施策以外の「個別の施策の取組状況」について御説明させていただきます。

ページを1ページめくっていただきますと個別の施策の取組状況がございますのでお願いしたいと思います。

38ページになると思いますが、1「事業系一般廃棄物減量化計画書事業」について御説明いたします。

毎年、一定規模以上の企業を対象に事業活動に伴い発生するごみの減量や資源化の状況を把握するため事業系一般廃棄物減量化計画書の提出を求めています。

就業人員1人当たりの年間排出量は、ここ近年、横ばい傾向でございましたが、平成25年度は、機密書類が倍増しており、さらにごみ減量、資源化に向けて啓発する必要があります。

今後も引き続き計画書の提出を求め、現況を把握し、ごみの減量化、資源化の情報発信を行ってまいります。

施策につきましては、ちょっと時間の都合上、抜粋して説明させて

いただきますので、御了解下さい。

続きまして、40ページをお願いいたします。5「くるりんペーパー事業」につきましては、平成20年度から実施しております、お菓子、食品等の空き箱を平成26年度は、小学校51校及び公共施設13カ所で収集しまして、トイレトペーパーにリサイクルして、各小学校等に配布しています。

収集量は前年を下回りましたが、小学生を中心とした環境学習の機会を提供することができたほか、地域ぐるみの取組も見られ、資源ごみのリサイクルに対する関心を高めることに役立っています。

41ページをお願いいたします。6「リサイクル資源回収活動報奨金交付事業」でございますが、資源回収を行う自治会や子ども会などの団体に対して報奨金を交付し、資源ごみの回収を通じて廃棄物処理に対する意識の高揚を図っています。

平成26年度の実施団体数は、257団体で、回収量は3,622トン、報奨金交付額は、21,729千円となりました。

実施団体数及び回収量は、若干減少傾向ですが、活動は定着しており、今後、実施団体を増やしまして、資源ごみの回収量の増加に取り組んでまいります。

47ページをお願いいたします。14「ストップザ温暖化・元気環境交流事業」につきましては、家庭でできる温暖化対策への取組を推進するため、講座を開催しました。

平成26年度は、9回開催いたしまして、536名の参加があり、公民館や小学校での講座回数が増え、受講者数も増加となりました。

今後におきましても、教育委員会や地球温暖化防止活動中勢協議会様、津市市民エコ活動センター様等の連携、協力によりまして、講座回数、受講者の増加を図り、普段の生活から環境について関心を持ち、行動のできる人を増やしてまいります。

50ページをお願いいたします。17「環境教育事業」でございます。

自然環境・生活環境を保全していくためには、一人一人が環境への理解を深めることが大切であることから、身近な場所での環境学習を推進し、市民の環境保全に対する意識の向上を目指すため、小学生等を対象にホテル観察会、環境月間記念植樹、水生生物調査学習会等を実施いたしました。

環境保全に対する意識向上のためには、今後も様々な事業を継続的に実施していく必要がございます。今後もホテル観察会、環境月間記念植樹等の各種行事を行ってまいります。

56 ページをお願いいたします。24「生活排水処理アクションプログラム策定事業」でございます。

市町村合併前に策定された生活排水処理アクションプログラムにつきましては、その後の人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた見直しの必要があることから、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽事業を所管する部署との協働によりまして、生活排水処理アクションプログラムを策定しています。

このアクションプログラムと申しますのは、各地域の生活排水をどのような処理方法で行うかなどを計画としてまとめたものです。

このアクションプログラムで、公共下水道計画区域外の地域におけます浄化槽整備について、平成 27 年度より市営浄化槽事業を開始するため、関係自治会へ説明会を行い、また、アンケート調査も行いまして、今後の 5 カ年計画を策定しました。

また、共同汚水処理施設の市への帰属に向け、9 団地の管理者と協議を進めまして、2 団地と覚書を交わしています。

今後は、市営浄化槽事業及び共同汚水処理施設の市への帰属に向けた取組の継続、生活排水処理施設アクションプログラムの見直しを行いまして、概ね 10 年で概成できる取組を計画します。

61 ページをお願いいたします。29「狂犬病予防対策業務実施事業」につきましては、狂犬病予防法等に基づく犬登録鑑札、狂犬病予防注射済票の交付等を行っています。平成 26 年度の犬登録鑑札交付件数は 1,246 件、狂犬病予防注射済票交付件数は 13,610 件となりまして、今後も法令に基づき、予防集合注射の実施や飼い主への啓発を行うとともに、犬の登録などの適正な事務に努めてまいります。

65 ページをお願いいたします。32「空き地等の適正管理」につきましては、空き地などの雑草の繁茂による苦情があった場合、空き地所有者に適正な管理の指導を行っております。また、日々の適正管理をお願いするため、広報誌においても啓発を行っています。

今後も市民の方からの相談や苦情に対し、迅速に対応するとともに、平成 27 年 2 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されましたことから、同法及び「津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」に基づきまして、空き家等の所有者に適正な管理の指導を行ってまいります。

67 ページをお願いいたします。35「有害鳥獣対策」につきましては、農作物の被害を防止するため、総合的かつ効果的な被害防止対策を行ってまいりまして、被害は若干減少しています。

今後は、「個体数調整」「防護柵の推進」「地域ぐるみでの取組」を3つの柱と位置付けまして事業を進めるとともに、先進的な実証研究等も進めることで被害の低減を図ってまいります。

以上、40あります個別施策の状況でございますが、時間の都合で一部の説明になりましたが、それ以外につきましても御審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

加藤忠哉会長

たくさん御説明ありがとうございました。

それでは今、説明がありましたが、非常に膨大な数ですので、72ページの各項目に限って、皆さまの御質問、あるいはコメントを聞きたいと思っております。

まず、A「ごみ「0」社会、意識の向上社会」の項目で、重点施策も個別施策も含めまして、何か御質問ありますでしょうか。

詳細につきましては、今、御説明をいただきました1ページからのものと、それから個別施策につきましては、38ページにAの項目のものが集中して記載されています。

どんな御質問でもよろしいですから確認も含めて、よろしいですか。

大原興太郎委員

ページで言うと、2ページ、1人1日当たりのごみの排出量が、平成22年を最低として、ずっとまた増え続けておりますよね。意識を時々新たにしていけないと、なかなか難しいんですよ。例えば節電の話でも、意識を変えると結構、減ってくるんです。施策として一応チームワーク的に動いていくのは、無いよりはもちろん非常にいいんですが、時々刺激を与えるというか、新しい知恵を出してやらないとなかなか難しい。ずっと低下に転ずるかなと期待していながら聞いていたんですが、ずっと増えてきているわけなので。その次のごみ処理事業経費の問題も確かにありますよ。これは新しく処理施設が建てられているので、やむを得ないということも一部考えるんですが、1人当たりのごみ排出量が、これだけ意識が高まっている中で、なおかつ、これだけ増えるというのはちょっと残念というか、知恵が足りなさすぎるのではないかと、我々自身が。一般的な環境意識は、非常に高まっているのに、具体的には数値に表れてこないというのはどういうことなのか。今年度、即ということではなくても、もう一度、1人当たりのごみ排出量が低下へ反転するような取組をやるべきだと思うんですが。提案というか意見です。

北村早都子委員

逆に、リサイクル率が下がっていますよね。これはなぜなのか。リサイクル率が下がったのは、なぜなのですか。

環境政策課長

お2人の御質問のとおり、一般廃棄物の量が増え、1人当たりの排出量が増えて、総量も増えてきています。増えた原因としましては、大きいところで、事業系の一般廃棄物が平成25年度を境に大きく増えまして、それで平成25年度の1人当たりの量がいきなり1,000kgを超え、そこから微増しております。

事業系一般廃棄物が増え、総量が上がった中で、またリサイクル率が下がってしまったのは、推測の範疇ですが、焼却施設や埋立施設中のリサイクル量は増えています。けれども、皆さまから出している古紙等は、直接業者へ回収して届けていますが、それを業者へ届ける前に、持ち去り行為によって、再生業者に入る量が大幅に減っているということもあり、リサイクル率を下げる要因の一つとなっています。

集団回収も若干ではございますが、減ってしまっていて、古紙等の集団回収分や再生業者へ搬入する量が若干減っています。更に分母となります一般廃棄物の量が増えていることで、拍車をかけてリサイクル率が下がってしまったと、私どもは分析をしています。

北村早都子委員

自治会とか子ども会とかで回収するのはもちろんですが、最近、各スーパーにリサイクルの拠点が出来ていて、私も時々利用しています。ポイントが貯まったりするので、楽しみもありますので、そういうところへ市民が持ち込んでいるのも、市の方への回収が減っているということは考えられるのかなと思います。でも1人当たりの排出量が増えていることは、事業系が増えたこともあるけれど、なぜかと言うことはもっともって考えていかなければならないと思いますし、もし、事業系が本当に入ってきて増えているのであれば、事業系に対する指導も、もちろん必要になってくるのかなと思います。

それからそれに伴って、その上のごみダイエット塾を市民に行っているということなんですけども、それにしても、それにしても、えらい少ないなど。これは自治会のところへ行ってみえると思うんですが、津市の自治会はどれだけあるのか、おそらく相当な数があると思うんですが、それにしても10件そこそここのところへしか行ってないというのは、やっぱりアピールが足らんのかなと思います。しかも私が最近これ知ったんですが、これ津市全域に行っていますか。ごみダイエット塾は事業課

さんがやっていたらと思うんですけど。

環境政策課長

市内全域でさせていただいてまして、私どもの事業課は旧津市、津地域に限定していますが、合併前の市町につきましては、各総合支所のほうが対応していますので、全域でやっております。しかしながら要請がなければ出てかないということで回数の方は少なくなっています。

北村早都子委員

要請しなくても定期的に訪れるというような形で、毎年じゃなくてもいいです。ある団地のところは毎年来てもらっていますよというところも知っていますが、二、三年に1回でも、やっぱりちょっと刺激を与えることによって、思い出していただけるということもあるかと思えます。

ごみダイエット塾は、全域でやってもらっているということで、事業課さんともこの間、お話をさせていただきましたが、事業課さんは旧津市内だけしか行ってないと。実は、うちの市民エコ活動センターのほうに旧郡部からごみの分別の講習会をしてくれないか、という話がありました。事業課さんに言ったら、旧津市内しか行ってない、各総合支所がやっていると。総合支所さんにも連絡入れると、うちはそんなこと知りません、やっていませんという御返事でした。各総合支所さんでやっているはずですが、聞いたことありませんと。そんなような状況ですのでそこらへんもきちっと徹底していただいて、しかし総合支所に任せっきりと言っても総合支所は職員数も少ない、二、三人のところでは大きな範囲で環境担当が、たった1人いるかないかというような状況の中でそういうことまでやれというのは、非常に難しいかなと思います。もうちょっとそこらへんも、徹底していけるような何か方法を考えていただけたらなと思います。

環境事業課

環境事業課でございます。御指摘のとおり、今、環境事業課といたしましては、津地域のみしか行ってないというのが現状でございます。これから、今日の審議会のほうで御協議いただくのですが、ごみ分別のほうも若干、来年度に、変更を考えていまして、また自治会さんをはじめ、いろんなかたちで、PRや周知もしていかないと、と考えています。総合支所につきましては、一度きちんとうちのほうも含めてお話もさせていただいて、環境事業課としては全域でということ考えていしましたが、そういう回答ということでしたら、津地区のほうも

総合支所ともきちっと話しをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

加藤忠哉会長

今、お話がありましたように事項書の2番目のごみの分別の変更のところでもたまたま同じように御意見を伺いたいと思います。それ以外に項目Aにつきまして質問ございませんか。

大原興太郎委員

関連してですが、目標値はちゃんと平成29年度挙がっているわけですが、もう少しブレイクダウンしたスケジュールとか、PDCA的にはされているのでしょうか。特に1人当たりのごみ排出量は、結構ポイントになる数値だと思うんです。例えば、先ほどのごみダイエット塾にしても、あるいはリサイクル率を上げるブレイクダウンした目標値にしても、つながっていくと思うんですね。企業だったら販促をかけるみたいな話になってくると思うんですけど。ごみを減量するためには、こういうステップが必要だと、ぜひ聞いて下さいよ、というかたちで、ごみダイエット塾等を実施していかないと、段々難しくなってくるんじゃないかという気がするんですね。ごみにかかる税金がこんなに減りましたよということについても、これだけ食べ残しがあったら、平均的な家庭のごみ処理経費はこれだけ上がりますと、具体的な広報も、当然やるべきだと思います。そうでないと、なかなか関心がないんですね。まだ、困っているといってもギリシャほどじゃないので。あそこまでなるとびびっとくるんでしょうけど、それまでに手を打つ必要があると思うので、ぜひお願いしたいと思います。

藤田千佐委員

ごみのことですが、ごみの収集の日に、ごみの内容を観察していると、資源ごみが随分と、燃やせるごみの日に出ているという状態です。ですから、ごみのリサイクル率が上がれば、1人当たりごみの排出量が減るだろうし、ごみ排出量が増えればリサイクル率が下がるという関係です。それで見えていくと私たちの想像以上に高齢化のスピードが速まっていて、私の親を含めてですけども、老人の世帯の生活ぶりを見てみると、とても資源ごみを集めるだけの体力というのが無くなってきている。そうするとダイレクトメールの封筒であろうが、チラシであろうが全部燃やせるごみの日に出してしまおう、そうでないと自分の家がぐちゃぐちゃになっていくのが現実なんですね。高齢化をうまくコントロールして、ごみを減らす方法はできないかなと私は思うんですけど。

北村早都子委員	<p>先日も、安濃町かな、老人会のところへ分別の講習会に行ってきましたけど、やっぱりそういう意見が出ました。そんな押しつけてばかりおらんと、あんた、市民なんやったら行政にそう言ってこいと言われる高齢者の方もみえましたが、防災と同じで皆が助け合って下さいと言ってくるしかなかったんですが、本当に、実際には大変だと思います。そこらへんも、どうしていかってということも真剣に考えていかないといけないと思います。</p>
須山美智子委員	<p>月1回は分別を、皆でお手伝いしながら、1人住まいのお年寄りのところも全部回ってやっておりますので、非常に資源ごみの効果は上がっていると思います。</p>
大原興太郎委員	<p>そういう仕組みを作ったところは、うまくいっていると思うんですね。うちもコミュニティ倶楽部という形で、資源ごみの回収活動報奨金をそこへ流れる仕組みにしています。普段から付き合いがあるので、「資源ごみを持って行ってほしい」というのは言えるわけですよ。やっぱりコミュニティ倶楽部みたいなのは、ごみのためだけではないんだけど、健康その他いろんな問題に関わるんです。そう言うことも、直接的には、環境の担当ではないかもしれないけれど、こういう事例もありますよという紹介をするとかで、やっぱり動機づけをもっとしていけるといいかなと思います。</p>
北村早都子委員	<p>そうですね。団地の集会所がエコ・ステーションになるとかね。そういう形にしていかないとね。</p>
加藤忠哉会長	<p>よろしいですか。それではB項目、「持続可能な快適なまち 津」という項目で御質問承りたいと思います。</p> <p>今の話題にあった高齢化、それに伴う分別の不完全さ、あるいは回収の悪さ、そういったものも、今のBの項目にも関係するので皆さまの意見をお聞きしたいと思います。</p>
畑井育男委員	<p>19ページからバイオマスのことが書かれています。津市のほうでは、バイオマス産業都市の指定も受けているという状況ですが、自主的に民間企業が、来年、稼働させる木質バイオマスの施設については、その原料が外国からの輸入品がほとんどだと聞いています。そうしますと、津市の場所に、いろんな助成も考えながらされた施設だと思いま</p>

すけれども、そこで津市から出てくる、例えば間伐材の利用とかがあれば、バイオマスも非常に効果的だと思っておりますが、その点についてどういう状態にあるのかを教えていただきたいのと、ただ、津市で産出される間伐材等が利用できないとすれば、利用できるような対策というのを行政として打ち出す必要があるのではないかなと思っておりますが、その点についても教えていただければと思います。

農林水産政策課

農林水産政策課の稲垣と申します。今の委員の御質問ですけれども、バイオマスの基本、例えば、山間地域から間伐したものを搬出して、発電燃料に使うところですが、地域的に山が非常に急峻なために、切り出して持ち出すコストが非常にかかりまして、林道整備もいろいろされてはいるのですが、やはり山が急峻なところから搬出にかかる経費のところがネックになっているのかなと。

搬出してもらった木の材料ですが、乾燥等燃料にするまでのコスト面でも、貯木していく場所や、乾燥ヤードもある程度必要ということからなかなか難しいところでございます。

加藤忠哉会長

多分、今の御質問の趣旨はですね、例えば、木質の廃棄物をチップ化して、チップにすればここが引き受けてくれる、例えば、トン当たりいくらかれるとか、民間との交渉が確実に成功している例から言うと、ほとんどそうなりますね。例えば、岡山で非常に成功している例がありますが、そういうところは、必ず民間の山から切り出したものを、皆さんが廃材の処分に困って、チップ化する共通の工場へ持って行って、チップ化していくらという形で小遣いをもらえることになれば、今みたいにチップを外国から輸入して、単に三重県の津市で燃やすだけだったらCO2だけ出てくる。そのあたりの御質問だと思います。

赤野利彦委員

私は、月が浅いというか、5月から務めさせていただいている立場から少し知識を話します。今言われましたように、山から今まで放置してある間伐材を、バイオマスへ持って行く、それには、いろんな補助金をいただいて、間伐、地産事業とかですが、特に間伐を促進させていただいています。

山というのは、ほとんど労務者がいない状態が現実です。だから森林組合が、担って機械化をして、作業道をつけて、搬出を4班体制で取り組んでいます。それもほとんど補助金をいただいてっていう感じ

ですけども。森林組合の作業というのは、良い材木を搬出するのが目的なんです。だからA、B、Cと例えばランクをつけるとすると、C材以上、枝とか先の使わない部分をバイオマスに買っていただく、それには、すごくコストがかかるんです。補助金をいただいて、1 t当たり7,500円の単価でバイオマスへ搬出をさせていただいています。

JFEさん、日本鋼管さんが津市で取り組んでもらって、来年操業と思うんですけど、とてもその材料を担うことは難しい。今、全部の間伐をバイオマスに持って行ったとしても、1割にも満たない数量です。だからJFEさんが計画されているのは、東南アジアで捨てられているヤシ殻を輸入して燃料にする。ヤシ殻は、油成分が多く、結構燃料になるんです。それを主にして、木質バイオマスを補填すると、そのためには行政をお願いをして、搬送費とか、間伐に関しては、国の補助あるいは、県の補助それに市の上乗せをいただいています。採算性が悪く、山で切り捨てをしてほったらかし。とにかく間伐の促進をせんことには、日本の山というのは育っていかないんです。皆さん御存じのとおり、緑に見えていますけど、植林された木は大きく成長しますので、間伐をしないと、立ち枯れて、ふわふわと風が吹いたら倒れるという状況、風倒木になる荒廃山林なんです。だから材価が高いときには、皆が山に入って間伐をして、材を出すという生活だったわけですね。

とにかく木は重たい、水分ばっかりなんです。60パーセントか極端に言ったら70パーセント近くが水分なんです。だから水分をチップ化して乾燥して、燃料にまわそうと思ったら、単価トン7,500円なんですけど、それが倍かかるようになる。チップ化するともっと水分が減るので、単価的にはものすごくマイナス。燃料化して使うには本当に不具合、不適合なものですけども、山に置いておくよりも自然エネルギー活用の情勢の中で、間伐材を使っていこうということはあるがたい施策だと思います。でも現実として、供給できるだけの量を出すということ、はすごく至難です。もちろん作業道をつけたり、作業効率を上げたりしているんですけど、道端のものだけ軽トラに積んで持って行っても、日当にしたら1,000円か1,500円ぐらい程度にしかならないんです。トン7,500円は、満載した軽トラ3台分ぐらい要るんですよ。それも補助金をいただいて。木質バイオマスだけが7,500円、一般廃棄物の工場で製材した破砕はトン2,000円なんです。

今、材価がすごく安いので、山へ入る人が少ない。山の木を育てていくことは、生活の建築用材を作るために一生懸命育ててきたんです

けど、それが成り立たなくなっている。だから、生活ができないから皆街へ。林業労働者がいなくなるというのは山で生活ができないという困窮した現状がある。

日本の山というのは急峻な地形に植えられて、どこでもとにかく植えてしまったんですね。津市がバイオマス産業都市だと言われていきますけど、それに供給するのには、今の年間の搬出量の10倍ぐらいの材料が要る、というのが現実です。今度JFEさんが新しく津に造られる、供給量の中勢管内で1割、それも新しい補助金いただいて、機械を新たに導入しても1割程度の供給ができるかというのが現実のところでございます。松阪にも稼働しておりますので、あそこは和歌山とか奈良県とかから入ってくるんですけど、それが各地産地消できると、もう入ってこなくなる。現実としてバイオマスだけで発電することとは困難というのが現状だと思います。ちょっと長くなりましたけど、バイオマスの現状でございます。

加藤忠哉会長

木材の価格とバイオマスの問題を議論しますと全くそのとおりになりますが、逆に世界的な規模で見ますと、日本のバイオマスの蓄積量というのは世界で一番大きいんですよ。これを利用せざるを得ないということは、あるいは利用しない方法を必ず考えるというのは必要であるということで、もう一点は、ある人によると、簡単に言えば南勢のほうの森林の方たちに言わせると、やっと商品になるだけの50年80年という木が育ってきた。これを中国に輸出して、業として完全に成り立つんですね。そういう話は本当ですか。

赤野利彦委員

それについては、私はクエスチョンとしか言いようがないですね。

加藤忠哉会長

中国では丸太を持って行って全部合板にするわけですね。ラワンの合板なんてほとんどないわけですよ。今、リフォームされたら、有名なところは全部国内産、あるいは、中国へ持って行って加工した合板を輸入して使って、全部壁に貼っているんです。

赤野利彦委員

今、国産材を50パーセントという目標を掲げているんですけども、それが果たして可能な範囲で搬出できるか。単価的に、輸出をして今の労務費というのを出していこうかということになると、それは全く不可能に近いだろうと思います。

加藤忠哉会長

三重県では現実的に不可能と、そういう答えでいいですね。

赤野利彦委員

ある程度、手厚い林道の整備とか、間伐補助金、皆伐とか。蓄積量が多くなったせいで、間伐が間に合わず、皆伐をしると。ところが皆伐をしますと、今度は再造林ができないんです。再造林ができないというのはなぜかというと獣害です。切った木の利益を全部つぎ込んでも、保護するのに費用がかかってしまう。それは今まで考えられなかった。100万円を売って100万円の再造林費用がかかってしまえばタダですね。それに対する補助金はいただいていますけど、どうなんですかね。

加藤忠哉会長

分かりました。

畑井育男委員

ですから、バイオマスをやったという人も、外国産のものを津で燃やして、そのことによってCO₂の排出とばい煙が周囲に出てくる、少しですけれど温排水も流しますから、そういう面で海への影響も出てくる、そうすると津の林業の振興のためならまだ分かるんですけど、林業の振興のためでない状況だったら、もう少し林業へ支援を与えるようなかたちのものを津市として考えて、バイオマス発電というのが実質的に生きてくるような方策を考えてほしいという意見を申し述べさせていただきます。回答は結構です。

加藤忠哉会長

ではBの項目よろしいですか。

北村早都子委員

すみません、一つよろしいですか。その上の表ですが、BDFの件なんですけど、だんだん回収量が減っていますよね。そして、使用量が年々増えていますよね。これはどういうことなんですか。

環境事業課長

環境事業課長でございます。まずは減少している、大きく平成24年度から回収量が減っているんですけど、これの原因ですけれど、平成23年度までは津地域の小中学校、学校給食の廃油を回収していたんですけども、平成23年9月から学校給食センターというのが津市にできました。この関係で、独自でそこが回収処理することになりましたので、その分が減っております。使用量につきましては、BDF、バイオディーゼルエンジンの油なんですけど、これを使う塵芥車、パッカー車を徐々に増やしていることで、増えてきております。今現在は、7

台使用しておりますが、平成 24 年度は 5 台でしたので、増えたことで使用量が増えてきているというのが現状でございます。

加藤忠哉会長

要するに、その差額は購入されているということですか。

環境事業課長

そうです。

加藤忠哉会長

その購入量は、一般の鉱物油に比べて安く、経済的なんですか。

環境事業課長

購入の金額につきましては、若干、市内による軽油よりは高めにはなっています。

加藤忠哉会長

経済的には全く割に合わない、ということですね。

北村早都子委員

回収量を増やさないといけないということですね。

環境事業課長

はい。確かに回収量を増やすというのが一つ大きな課題となっております。ただ、あくまでも処理をいただいているところは民間の企業さんということで、市としても食用油の回収をして、こういうかたちでのリサイクル利用とか、そういった考え方を PR させていただき、今聞くところによりますと、市内業者さん、こちらに納めていただいている業者さんにつきましても、民間の保育園とか、そういうところも回っていただいて、回収量を増やす努力もしていただいています。うちもまた、PR といいますか、いろんなところで福祉を通じて PR をしたり、なんとか回収量を増やす方向で動いているところです。

加藤忠哉会長

よろしいですか。では次の C の項目に移ります。「人と自然のつながりのあるまち 津」

北村早都子委員

いいですか。まだありました。23、24 ページの市民版環境マネジメントシステムの件でお伺いしたいと思います。24 ページの表ですけども、平成 27 年度、今のところ小学校からの依頼がゼロでございます。初めてです、こういうことは。目標達成にいったい何が必要なのかと言うことを、もう少し真剣に考えていかないとまずいんじゃないかなと思っています。平成 25 年度から夏休み子どもエコチャレンジも始まっていますが、エコエコ家族と言うのはそもそも家族での取組をやる

ことです。それを小学校の授業の中で、家族で取り組んで下さいねという話をしに行っていたわけですが、それを学校の先生に回収してもらって学校へまた戻しに行くというので、家族で取り組むことを学校教育の現場まで先生に依頼するのは、それも少し問題がある。学校が各家庭のことまで立ち入るのかということにもなってくるので。しかもこの頃は、各家庭と言っても、子どもに言っても、家庭に持ち帰っても、親子の話しあいも上手くいってないような時代の流れの中で、非常に難しい問題もあるということで、それで子どもだけで取り組むことを始めたほうがいいんじゃないのということで夏休み子どもエコチャレンジが始まったんです。しかし、これは市内全校でやっていますが、4、5年生だけなんですね。これをもっと全学年に拡大することも検討してもいいんじゃないかなと思います。目標を達成するのはなかなか難しいんですが、何が必要なのか、家族で本当に皆で取り組んでもらうのには、認定証まで取得してもらうのに何が 필요한のか、ということをもっと考えていかないといけない。例えば、やらなきゃいけない項目は、本当に当たり前皆がやっているようなことばかりなので、大人としてはこんなもん皆やっとなら、わざわざこんなもの書いて出す必要もない、ということも考えられると思います。ただでもそんな中で、普段できてないことを目標とする中で、一つずつ確実に家庭の中でそういうことをやっていこうということなので、達成感というか、お徳感というか、結果の見える化というか、そういう、効果になるべく見える化できるような方法をなにか考えて、何かおまげがもらえるのでやろうかというのは、なんかちょっとですが、何か達成感が得られるように工夫して考えていく必要があるのかな。3ヶ月継続して市に提出する、さらにあと9ヶ月やって、1年間やって、また提出するようなシステムを、もう少し短縮できて、簡略化できて、しかも、皆が達成感のあるものを考えていく。もう少し、やり方そのものも見直していく必要があるんじゃないかなと思います。毎年、市のほうに言うんですが、担当者が少なく、たった1人で担当されているようで、3人いる中で主になってらっしゃるのがお1人だけのものですから、なかなかそこらへんが上手くいってないのが現状です。その辺りを今後検討していただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

加藤忠哉会長

では、Cへいきます。26ページの重点施策及びそれに関する個別のことがございますので、よろしいでしょうか。野鳥観察会とか。

北村早都子委員

平成 26 年度で打ち切ったんですよね。これはなぜでしょうか。

環境保全課長

環境保全課長でございます。28 ページの今後の取組にもありますように森林・自然アカデミー事業は三重大学演習林施設を活用して、植物、水生生物、野鳥等様々なテーマで環境学習を行ってきたんですけども、本市主催の行事への参加以外でも自主的に三重大学演習林施設に訪れていただきまして、各テーマ、自然に親しむリピーターも増えてきて、目的であった環境学習の拠点づくりは、そういったところで成果が得られたということございまして、平成 26 年度で事業は打ち切りました。今後ですけど、他にも津市内において、津市は自然豊かなところございまして、環境学習の場所についても、他に良いところがございまして、今後は、つし自然環境ガイドブック、これは平成 24 年度に作成していますけど、ガイドブックを活用した事業のほうに切り替えていくかたちを考えております。以上です。

北村早都子委員

M i e Mu さん、県立博物館も実は片田の白銀環境清掃センター付近、西部クリーンセンターの付近が非常に良いということで、この 1 年は自然観察会をあそこでされるということで、うちの施設を利用してもらっています。また、そういった県の施設とも連携をとりながら一緒に進めていただけたらなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それからもう一つよろしいですか。これは雲出川からの宣伝ですが、8 月 29 日の香良洲海岸清掃のことです。

畑井育男委員

P R させてもらってよろしいですか。

8 月 29 日香良洲海岸で、9 時から海岸清掃をさせていただきます。海岸清掃しました後、香良洲地区に昔から伝わります地引き網の漁業体験もさせていただいて、その後、昼食交流会という形で会費 1,000 円必要になりますけれども、あさりの味噌汁とか焼き貝とか、焼きイカとかそういうものを食べていただきながら山の人、川の人、街の人、海の人さまざまな意見交換をしようというイベントでございますので、お時間のある方ぜひ、御参加いただければと思います。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

加藤忠哉会長

C に関して他にございませんか。

それでは、Dの自主・協働による環境活動の促進という中の、特に環境に対する市民意識の向上という重点施策、この項目について何か意見ございましたら。

畑井育男委員

37ページの今後の取組のところなんですが、そこに環境学習センターを造って交代をしていくということが書かれています。大賛成でございまして、そういう面で取り組んでいただければありがたいと思っておりますが、その中でちょっと気になりますのが、津市市民エコ活動センターは廃止となりますという表現になっているのですが、新しい学習センターの中でこれまで取り組んでこられた津市市民エコ活動センターの教育の部分とか、そういう活動はどういうふうにご検討されるのか。津市市民エコ活動センターのこれまでやっていたものも新しい環境学習センターのほうへ取り込んで推進されるのか、そのへんのところは、きちっとまとまっていたら話をいただければと思います。

環境政策課長

確定という話ではなく、環境部内での協議の段階なんですが、津市市民エコ活動センターでやっていた事業をもとにいろんなものを考えていまして、やっていたものは活かして、新しい施設でも同じようなものを作っていきたくて、それにプラスアルファを加えた施設にしていきたくて今、考えておりますので、やっていたものは全てがというわけではありませんが、ほぼ活かして、新しいセンターで同じような講座や学習会などはさせていただけたら今、環境部内では協議をしています。

畑井育男委員

四日市にあります県の学習センターではいろんな展示とか、それこそ定例的な環境講座とかをやって、県民の方々をいろいろエコ活動の面で支援をされているんですが、そういうこともやっていくような検討というのはあるんでしょうか。

環境政策課長

展示コーナーも備えていまして、そこはいろんな可動式展示コーナーを備えていますので、いろんな方にいろんな場合に利用できるような、そんな施設内容になっていますので、市民の方の利用も可能というように考えています。

加藤忠哉会長

Dの項目までいきましたが、何か個別も含めて御質問は。

前田洋明委員

どこで聞くべきしていいか分からなかったのが最後になったんですけども、67ページの有害鳥獣対策で、つい先日、防護柵の感電、静岡でニュースがありました。これって我々が思う以上に、本当に美杉とか白山とか一志地区だと、鹿走つとるよとか、猿なんて普通とか、ちょっと津のこの辺の人が聞くと“えっ本当？”というのが日常というのを聞いていまして、これからそういう有害鳥獣、さっきの森林のほうでも出てきましたけど、対策が必要になってくるかと思うんですけど、知識が全然ない者がこの間の事故のように、あれは設置した人が不備があって、ああいうことが起きてしまったんだと思うんですけど、そういうのにも詳しい方がおられましたら、今後の取組というか、ちょっと大雑把なことですけども、どんどん増えるであろう有害なものに対して、なんか目標値、これ捕獲は、シカは平成20年度400やったのが3,000になっているし、どんどん彼らは彼らで増えとると思うし、これって本当に目標値とか立てて検討は考えておられるのかなっていうのをお聞きしたくて。

加藤忠哉会長

第一に柵を安全に設置しているかどうかっていうのは、津の行政としてチェックされているかどうかというのは一つあると思います。そのへんについて。

農林水産政策課

市で補助をさせていただいている電気柵につきましては、法適用された電牧器を設置していただいておりますので、問題ないかというふうに思ってます。

加藤忠哉会長

それは届出か何かをするのですか。

農林水産政策課

届出じゃないですけども、市として補助しているものは、漏電遮断機がついているので問題はないですけども、漏電遮断機がよくブレーカーが落ちてしまうので後から改造される場合がある。

一つに考えられるのは、農地等で防護柵を設置していただいている方が、草が生えてきて、草がかぶってしまうとそこからアースして電気が放電してしまう、そうすると電圧が下がってしまいますので、そういうところを防止するために遮断機をリセットされる場合があることを聞いています。これについては指導はさせていただいていますけども、なかなか難しい。もう一つは、その電牧器自体が非常に高価な機材になりまして、日ごろずっと外に置きっぱなしのもので、

故障や盗難に遭いやすいというのが現状です。そういうところで、既存の家庭用電源からとられておったのが今回の事例なのかなと、これはあくまでも私個人の推測なので分からないのですが、こういうケースにおいても、漏電遮断機をつけていただければ、問題はなかったのかなと思います。一応、器材によって電牧器は法律の中に定められており、基本的に法の中で、電気柵は使ってはいけません。ただし、獣害対策に使うのは例外的に使えるよと謳われていますので、その例外の中で漏電遮断機を付けることや、いろんな設備を設置することなど決まっていますので、それを設置される方が遵守していただきたいと思います。

それからもう一つ、有害鳥獣の捕獲の数の問題ですが、農林水産部としましては、捕獲目標を設定しまして、地域の猟友会さんへお願いをして、事業を行っている。捕獲の目標を定めて今年は、サル、シカ、イノシシ合わせて約 4,040 頭の捕獲目標を上げています。平成 27 年に関してはそうなのですが、平成 26 年については、約 5,000 頭の数値を上げさせていただいたのですが、今現状の捕獲目標に近いあたりで推移しているようなところですね。山間部でそういう被害が多いというのは私も理解しておりますし、民家の近くへ発生してくる獣が非常に多いので、その対策ということで、今現在、農林水産部のほうでは行っていますが、林業者の方々もいろいろお話を伺いますので、今後も捕獲に関しては、猟友会さんと連携をとりながら捕獲の頭数を上げていく。それから地域の皆さんが住んでみえるところに出発しないように追い払いの対策というのも行っております。一人一人が追い払いをしても、これではあっちへこっちへ行ってしまっただけですので、地域でまとまって集落へ寄って来ない追い払い対策をしてもらうことも、重要と考えるので、またいろんな御相談がありましたら、御相談にお答えをしていきたいと思っておりますので、皆さんもお困りのことがありましたら、また農林水産部へ言っていただきたいと思います。

加藤忠哉会長

67 ページ、今の御説明ですと、防護柵の設置延長が 3 万 m ぐらいあるわけですね。この設置の項目が挙がっているところは、安全であるということは確証を持てばいいわけですね。

農林水産政策課

そうですね。防護柵ですので、電気を通さずに金網だけで設置されているところもありますので、その部分については確実に電気が流れ

るところはありませんし、適法な電牧器を使っただけの場所は、まず問題はない。

加藤忠哉会長

分かりました。

赤野利彦委員

よろしいですか。今、説明いただいたと思うんですけど、津市としては本当に積極的に取り組んでいただいていることは、感謝させていただいています。ただ、あまりにも増え過ぎてしまって、もう打つ手が無いというのが現実だと思います。

さっきの電流の問題は、市販のメーカーで売っているのであれば、絶対大丈夫だと思います。電流が少なく電圧を上げていくだけの部品だと思いますので、そのへんは安全だと思うので。ただ、ニュースの事例は、多分 100V の電圧をそのまま、ということだと思います。

本当に津市さんとしては、高額な予算を組んでいただいて、獣害対策や、他の町村から見れば、たくさんの予算をつけていただいて、捕獲数も上げていただいているんですけども、正直、あまりにも増え過ぎてしまって。それと里の味を覚えてしまうと山には帰らないんですよ。だから追っ払ってみても里の野菜とか、ちょうど旬の時期にはおいしいものを作ってもらいますので、必ず下りてくるに決まっています。熊が里に下りてくるのも一緒だと思います。何としたり良いか、鹿は網を張ればどうにか防げるんですが、皆違うんですよ。イノシシと猿と、そこらへんが厄介なんです。どうやって防いだらいいかというのは、全く田舎で囲いをして檻の中に入らんことには、無理なんです。だからさっき説明させてもらいました、再生林をしました。鹿にさえ食べられなかったらいい、杉やひのきは皮をむかないように網を張るわけです。そうするとその中にイノシシが食べるものができていくわけです。そうすると下から穴を掘るんですよ。穴を掘ってくぐりますと、そこから鹿が入るわけです。だから、毎日、絶えず見回りをするなど、労力をせんことには再生林は難しいんです。ただ網の張り賃はいただける。でも網張っただけでは木は育ちませんので、その辺の問題は、国民の皆さんが考えてもらわないといけない。なんとかしないと。とにかく増えてしまって、私の家の前なんかは、毎日、帰るとお帰りといって鹿が何匹もいる。私、美杉地域なんですけど、美杉の人口よりも鹿の数のほうが多いというのが現実だと思います。そういうことです。

吉村利男委員

すみません。文化財が絡んで出ているんですけど、直接関係はないんですけど、私が住んでいる場所が白山町なんです。防護柵を一昨年、昨年とやりました。樹木以外、皆さん御覧のとおりぐらいの感じです。ただ、この防護柵の設置のメートルが、若干平成 26 年度落ちていますし、平成 27 年度は、農林省の補助金が津市の予算ではつかなかったという話を聞いていまして、現物支給ができないらしいと話を聞いているんですけど、まだ、うちの地域全体が張れてない。イノシシはうちの裏山ちょっと見たらいますし、防護柵で、鹿は田植えからしばらくは防げるんですけど、イノシシは穂が出てくると、穂を見たらもぐります。昨年は、山奥の人の目につかないところに、防護柵のそばにもう一つ電流、電気柵を張ったという事例がございます。なかなか防護柵だけではイノシシは防げないところがあると思うので、もう少し予算化を進めていただかないと、農作物等を守れなくなるという状況でございます。よろしくお願いたします。

北村早都子委員

今、鹿、猿、イノシシ以外はまだ増えてないですか。

吉村利男委員

ハクビシンがね。私スイカとかウリとか作っているんですけど、防護柵関係なしに、ハクビシンだと思うんですが、かなり増えました。小さな網を張ってもなかなか防ぎきれない。スイカでしたらだいたい匂いで来るのかな。明日、明後日採ろうかなと思ったらぐっと穴あけてつついてありますね。そういう状況でいろんな動物はなかなか防護柵では難しい状況です。

赤野利彦委員

アナグマ、アライグマ、全て増えています。農村の良さを管理できない、引っ越されてきた方が皆逃げ出す、空家対策もそうだと思うんですけども、過疎、高齢、獣害、それから今では地域創生と言われますけども、その問題を解決しない限り地方は良くなれないと思います。人が住めないというのが現実だと思います。

藤田千佐委員

すごく難しい問題なんですけど、一つだけ私、確認したいんですけども、電流を流す防護柵ですか。あれっていうのは、私は長岡町に住んでいてすごく新しい住宅地ですけど、すぐその田んぼにも張ってあるんですね。私この前、散歩していてすごくびっくりして。こんなところもこんな流れているんだと。大きな事故には、静岡みたいなああいいういろんなことが重ならない限り、ならないかもしれないで

すけども、やっぱり子どもの通学路とかそういうところにある可能性ってというのは考えられますよね、津も広いですから。そうすると、警告とか、子どもたちに注意しなさいよということはもう流されたんでしょか。ちょっと不安になりましたので聞きました。

加藤忠哉会長

教育の現場にそういうアナウンスはしてあるか、ということですね。子どもがうっかり触ったら大変なことになる。

農林水産政策課

農林水産部です。基本は、24時間通電をされている機械については、津市から支給させていただく場合には、感電防止掲示をしてもらうように指導はしています。それと多くの電牧器、私の地域もそうなんですけど、電牧器には夜間だけスイッチが入って、周囲が暗くなってきたときだけ電源が入って、明るくなったら電源が自動に落ちるといった機械を付けていただいている電牧器もありますし、タイマーで設定されている電牧器も中にはありますので、全てが、全て通電されているかということそうではないかなという。ただ、確かに24時間通電されている機械もございますので、その辺は、また改めて注意喚起のほうを行いたいと思います。

大原興太郎委員

もう一つよろしいですか。来年4月からの新しいセンターの供用開始、前もだいぶ苦労したように、やはりうまく活かすかたちにぜひ、なって欲しいと思うわけですが、ちょっと書いてあるので、3Rに関する展示その他になっているんですけど、リペアというか、修理修繕を、もうちょっと取り上げていっていい時期じゃないかと。私松阪のベルファームで、7年、8年目ぐらいにリペアを一つの目標に挙げて、今、時々来てもらっているのは刃物の研ぎですけど、それが非常に農家さんとかに喜ばれるし、主婦の方も包丁研ぎに来られるんですね。例えば、いわゆる生垣の刃物類とかは、しょっちゅう使わないからすぐ切れなくなったりするわけですよ。今だと値段がそれほど高くないので、すぐ買っちゃうわけですよ。そうすると、ごみも増える。ところが、よく切れるようにしてくれるところがあればそのほうがずっと、お互いに良いわけですので、ここでやるというのはちょっと難しいかもわかりませんが、どこで修理してくれますかっていうのを知らないのです。私も包丁を修理してもらうのに、以前、市内をぐるぐる回って、やっと見つけましたけど、あんまり知らないと思います。だから、そういう情報もそこに来てもらうというかたち

にできないのであれば、市内のこういうところに刃物修理できるところありますよとかね。服の修理等、この頃スーパーとかでも時々ありますのでそれは探せばできるんですけど。昔みたいにつぎはぎを着ようという時代ではないというのは分かりますけど、ちょっと修理したら気に入った物を長く使えるという時代にしていかないと、と思います。それができるなら、良いものを買って、長く持とうという気になるんですよね。そこは、なかなか意識が変わってないと思いますけども、昔のそういうふうに使ってきたことを知っている世代がまだいるうちに、そういう物の使い方を。今の人たち、バブルがはじけた頃からの子どもたちは、意外と入っていきます。その間の世代は、なかなかそういうこと言っても受け入れられないですけど。今の子どもたちにむしろそういう新しいというか、古くずっと続いてきた日本のある種の文化を、ぜひ、取り上げてほしいなと思います。

北村早都子委員

うちの津市市民エコ活動センターの方で、リユース情報掲示板というのがありますが、自転車を譲ってほしいという御希望が非常に多いんです。それで、提供していただく方がたまたま見つかった場合は良いんですが。しかし、パンクしているけどもそれでもいいかとか、この間も、パンクじゃなくてムシだけ交換したら使えて、喜んで持ってかれた方があるんですが、そういうかたちでもっともっと進めていく。そうすると市で回収してつたものがたくさんあるやないのと、ごみ出した分があるやないのと、放置自転車で回収したものがあつたやないのと、それを何とか提供してくれへんかという話もいただいています。ただ、私どもも、ぜひ実現したいと思って、白銀環境清掃センターに回収してきたもので、良さそうなものをいただいてきて修理して提供したことも一時ありました。ただ、防犯登録の問題であるとか、一旦市民がごみと出したものを市がまた再生するのは難しいと言われてまして、なかなかうまく話がいかない。やっぱりそういう行政的な考え方もあつて、津市が回収したものは、また再生して市民に提供しますよということを謳ってしまえば、問題ないと思うんですよね。ただ、今市では金属ごみと一緒にパッカー車で自転車が大方つぶれちゃうんです。だから、それを良い方法で回収していただく方法も検討いただくとかですね。放置自転車の場合も、どうしても雨晒しになってしまうので、錆びちゃって、一般に譲ろうと思った時期や、拾得物の期限が切れた頃には、もう錆びて使えないという状況もありますが、なんかそこらへんを工夫してできる方法を考えていただいたらどうかと思

っていますので、お願いします。

加藤忠哉会長

よろしいですか。それでは事項書の第2項につきまして、特に資料4について少し事務局のほうからから説明をいただきたいと思えます。どういう理由で変更したのかというところです。

環境政策課長

それでは資料4とおっしゃいましたが、3のほうに書いてございますので、まず資料3の「分別及び収集体制の一部変更について」を御覧いただけますでしょうか。

変更の趣旨でございますが、市民の安全性、利便性の向上及び分別負担の軽減を図るため、平成28年度4月1日から分別方法及び収集体制の一部を変更しようとするものでございまして、変更の概要は、1点目としましては、燃やせるごみと汚れのひどい容器包装プラスチックを「燃やせるごみ」として混在収集いたします。容器包装プラスチックの汚れのひどい物は、新たにということです。

2点目は、ペットボトルの排出量が多い津地域、久居地域、河芸地域において、月1回から月2回に収集回数を増やしたい。

3点目でございますが、蛍光管、乾電池について、現行の13種15品目から別品目として収集しまして、簡易卓上のガスボンベや、スプレー缶、爆発性のある危ないものとか、水銀計の有害なもの、ライター等と併せて「危険物収集」として、3～4カ月に1回収集をいたします。

これに対応する今後の対応でございますが、平成27年10月以降に、広報誌、津ホームページ、環境だより等により市民の方々へ周知を図るとともに、ご論議いただきました、ごみダイエット塾等を通じまして、職員による出前講座において説明をしていきたい、と考えています。

また、平成28年3月には、今もごみ分別ハンドブックという少し冊子になったものがございますので、御存じの方もありますが、これを刷新しまして、全戸配布したい。そのようなかたちで皆さまに御利用いただけるように考えています。

次に、資料4でございます。先ほど、今言いました説明と重複しますが簡単に御説明をいたします。

左側が、現行の変更前の分別品目並びに回数で、右側が変更後でございます。

現行のナンバー1の燃やせるごみは、変更後も収集回数は8回で変

わりませんが、先ほど言いましたとおり、従来どおりの可燃物と新たに汚れのひどい容器包装プラスチックを収集するというので、汚れのひどい容器包装プラスチックは、以前は容プラの中に入っていたので、1週間に1回ということで、月4回やったわけなんですけど、可燃物になりましたので、月8回ということで、週2回ずつ可燃物と一緒に汚れのひどい容プラは、収集させていただくというふうになりました。

現行13番のペットボトルですけども、変更後は、先ほど言いましたように、収集量の多い津地域等を、1回から月2回に増やします。

現行7番の蛍光灯、乾電池でございますが、これは項目としてはなくなりまして、変更後は、先ほど言いましたガスボンベやスプレー缶、水銀計等々と併せまして、3～4カ月の間に1回収集します、というふうに欄の下のほうでございますが、御記載してあるとおりでございます。

以上が、来年の4月から実施しようと考えています、ごみの分別並びに収集の方法の改正でございます。

御審議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

加藤忠哉会長

なにかお気づきの点、御質問ございましたらお願いします。

前田洋明委員

単純に、汚れのひどいというのは、お任せですよ。それぞれ。

環境事業課長

環境事業課長でございます。御質問のとおり、汚れのひどいと言われましても、多分なかなか難しいかと思えます。まずはこのあたりをどういったかたちで、これから皆さんに周知していくかというのを非常にうちのほうも考えているところなんですけど、今、うちのほうで考えていますのは、ちょっと水で濯いだらきれいになるものについては、今までどおりしていただいて、水で濯いでも汚れが取れないもの、これについては先ほど申し上げました、燃やせるごみと一緒に出していただくかと、今のところ、そういうふうを考えているところです。

北村早都子委員

今、実際に現場見たら、大変なことになっています。例えば、大方中身が入ったままのケチャップやマヨネーズのチューブがそのまま入っていたり、弁当のからが、弁当の残りものも全部入ったまま、そのままつまれたり。非常に大変なことになっています。それをシル

バーさんが、手作業で全部分けてみえるわけですね。そういうことがないように、減らしたいということだと思います。だから私は、よく油の入ったボトル、あれ水で流したって取れませんので、私は、新聞紙にくるんで、今までも燃やせるごみの中に取り込んでいました。それぐらいにして、今度からは良いよということになったと思いますので、皆さんに、そういうふうに周りの人に伝えたいなと思います。せっかくきれいに洗って出したとしても、汚れたものが入っていると、きれいなものまで周りに全部くっついて、それまで汚してしまうので、リサイクル率が下がるということになると思います。そういうことですね。

加藤忠哉会長

容器包装プラスチックにその他プラスチックが混ざっている可能性というのは、どれくらいあるんですか。これが多分シルバーさんが分けるのに一番困ることではないでしょうか。法律的に容器なんか法だけは集めるとかね、そういう区別するところが全く一般の市民の常識を無視している。お役所的な分別方法だと。私、公文書の専門家として嫌われていいように思います。

北村早都子委員

一般の市民は、容器包装プラとその他のプラの分け方も分からないと思います。容器包装プラって何か分かりますかって必ず言うんですけども。売っていた時に商品が入っていた物ですね。

藤田千佐委員

魚トレイとかですね。

北村早都子委員

もちろんそうですね。商品以外の物が入っているものは、それは容器包装プラではない。簡単にいうとクリーニングから返ってきたものは商品じゃないので、だからその他プラなんだよと言うと“あー”と、やっとなで納得してもらえる。というようなことがあり、非常に分かりにくいですね。

じゃ、材質は一緒なのに、何でと言われると、法律はそうなっていると言うよりしょうがないですね。それはじゃどういう法律なのと、そこまで言われると、容器包装の会社がつくった会社がリサイクル料をもらって、やっているの、他のものを混ぜたらあかんと言うと“あー”と、やっとなで納得してもらえます。やっぱりきちっとそういうふうに伝えていかないと、だめなんだろうなと思います。微力ながら、あちこちで、そういう話をさせてもらっ

ています。

加藤忠哉会長

それは、今度、改めて発行されるごみの分別の指針のパンフレットで、少し突っ込んで説明をしていただきたいと思います。

北村早都子委員

以前に発行してもらったごみ分別ガイドブック、皆さん、持っていない方が多いんですよ。保存版って書いてあると言うんだけど、そんなん、ほったったわ、あるなら頂戴と言って、うちにストックがあったものは、全部無くなりました。来た人来た人に全部あげちゃったので。しっかり、初めにたくさん作っといた方がいいんじゃないかと思います。必ず、これは保存版というのをもっとでかく分かるように書いて、これを見たら分別が分かるよとそのへんの工夫もやっていただけたらなと思います。

藤田千佐委員

私、保存版を見て無かった品物と言うか商品を、電話で問い合わせを3回したことがあるんですが、すごいですね。即答で、それは何曜日の資源ごみですかすごく早いですよ。もうコンピュータみたいだなと思って尊敬もの。それをお伝えしたいです。

加藤忠哉会長

分からなかったら問い合わせると、そういうことですね。
では、ごみの分別の変化、皆さん納得していただきましたか。
それでは最後に、その他になります。事務局から御説明をいただきたいと思います。

環境政策課長

本日は、時間の少ない中、たくさんの御論議ありがとうございました。本日、年次報告書につきまして、ごみの分別について御協議をいただきましたが、時間の都合もありまして、早めていただいたということで、御意見がまだ残っていたという方もあるかもしれませんので、つきましては、御手元のA4の横、御意見を頂戴するということで用意をさせていただいています。またFAXでもなんでも結構でございますので、御意見等ございましたら、御記入の上、期限が短いのですが27日月曜日までに事務局のほうへ、なんらかのかたちで御連絡いただきたいなと思います。FAX番号やEメールのアドレスも入れてございますので、どちらでも結構です。御意見ございましたら27日までに頂戴いたしますようお願いいたします。以上でございます。

加藤忠哉会長

それでは、一応予定しました事項は、全部終了いたしました。特に御意見ございませんようでしたらこれで終了したいと思いますので、よろしゅうございますか。

それでは、本日の事項は、終了いたしましたので、津市環境審議会を終了いたします。

ありがとうございました。